

とみちゃん夏まつり実行委員会補助金交付要綱

(令和5年5月31日告示第97号)

(趣旨)

第1条 市長は、ふるさと富里を想う人と人とながかり、郷土愛を深める交流及び本市の魅力を広く発信する機会を創出するため、とみさと夏まつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する事業に要する経費に対して予算の範囲内において、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号）及びこの要綱に基づき、実行委員会に補助金を交付する。

(対象経費等)

第2条 補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

(補則)

第3条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第2条関係）

補助対象経費	補助率
実行委員会が実施する事業に要する経費（事業を中止した場合に要した経費を含む。）のうち人件費、交際費及び慶弔費を除いた経費	事業の実施に当たり実行委員会が得た収入を除いた経費の10分の10